



令和 7 年

第 2 回市議会（定例会）

議 案

（議第 36 号～報告第 4 号）

荒 尾 市

令和7年第2回荒尾市議会（定例会）議案目次

議案番号	件名	ページ
議第36号	専決処分について（荒尾市税条例の一部改正）	1
議第37号	専決処分について（荒尾市国民健康保険税条例の一部改正）	13
議第38号	荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	19
議第39号	市道路線の廃止及び認定について	23
議第40号	令和7年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）	27
議第41号	令和7年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	93
議第42号	令和7年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）	105
議第43号	令和7年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	117
議第44号	令和7年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	129
議第45号	令和7年度荒尾市水道事業会計補正予算（第1号）	141
議第46号	令和7年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第1号）	143
報告第1号	繰越明許費の繰越計算について（一般会計）	145
報告第2号	繰越明許費の繰越計算について（南新地土地区画整理事業特別会計）	149
報告第3号	予算の繰越計算について（水道事業会計）	153
報告第4号	予算の繰越計算について（下水道事業会計）	157

専 決 処 分 に つ い て

荒尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例の専決
処分について

荒尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付

荒尾市税条例の一部を改正する条例

荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親

族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「、又は」を「又は」に、「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「、又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「、又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日、」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
第139条の3第2項第1号中「及び個人番号」を「及び法人番

号」に、「第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

第 1 4 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 1 0 条の 4 第 1 項中「附則第 1 6 条の 4 第 1 項」を「附則第 1 6 条の 2 第 1 項」に改め、同項第 1 号中「附則第 1 2 条の 6 第 1 項第 3 号」を「附則第 1 2 条の 4 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 2 項中「附則第 1 6 条の 4 第 1 項」を「附則第 1 6 条の 2 第 1 項」に、「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」を「令和 7 年度分及び令和 8 年度分」に改め、同条第 3 項中「附則第 1 6 条の 4 第 4 項」を「附則第 1 6 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 3 号及び第 5 号中「附則第 1 6 条の 4 第 3 項」を「附則第 1 6 条の 2 第 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 6 条の 4 第 9 項」を「附則第 1 6 条の 2 第 9 項」に改める。

附則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項におい

て同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示伝達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の荒尾市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の荒尾市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、荒尾市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 荒尾市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未滿の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

別紙添付

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例
別紙添付

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定したいからである。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1報酬の額の項選挙従事者の欄を次のように改める。

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。）第14条第1項第1号に掲げる額
投票所の投票管理者	基準法第14条第1項第2号に掲げる額
期日前投票所の投票管理者	基準法第14条第1項第4号に掲げる額
開票管理者	基準法第14条第1項第5号に掲げる額
投票所の投票立会人	基準法第14条第1項第6号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	基準法第14条第1項第8号に掲げる額
開票立会人	基準法第14条第1項第9号に掲げる額
選挙立会人	基準法第14条

	第 1 項 第 1 0 号 に掲げる額
指定病院等の不在者投票に おける外部立会人	基準法第 1 3 条 の 2 第 2 項に規 定する額
投票箱送致立会人	1,500円

別表第 1 備考 4 (1) 中「日額 1 2,800 円」を「基準法第 1 4 条第 1 項第 2 号に掲げる額」に改め、同表備考 4 (2) 中「日額 1 1,300 円」を「基準法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額」に改め、同表備考 4 (3) 中「日額 1 0,900 円」を「基準法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額」に改め、同表備考 4 (4) 中「日額 9,600 円」を「基準法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額」に改め、同表備考 5 中「日額 1 0,900 円」を「基準法第 1 3 条の 2 第 2 項に規定する額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市道路線の廃止及び認定について

市道路線について、次のように廃止及び認定するものとする。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

廃止及び認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

廃止する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
3457	荒尾産業団地 3号線	荒尾市水野1725番 18地先	荒尾市水野1725番 23地先	なし

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
3457	荒尾産業団地 3号線	荒尾市水野1725番 18地先	荒尾市水野1725番 24地先	なし

令和7年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,911,966千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,132,749	346,592	6,479,341
	2 国庫補助金	1,608,237	346,592	1,954,829
16 県支出金		2,297,229	9,757	2,306,986
	2 県補助金	589,018	9,509	598,527
	3 県委託金	135,150	248	135,398
19 繰入金		2,624,120	48,518	2,672,638
	2 基金繰入金	2,624,120	48,518	2,672,638
21 諸収入		249,477	37,099	286,576
	5 受託事業収入	51,417	59	51,476
	6 雑 入	187,075	37,040	224,115
歳 入 合 計		27,470,000	441,966	27,911,966

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		200,477	△828	199,649
	1 議会費	200,477	△828	199,649
2 総務費		3,167,350	227,662	3,395,012
	1 総務管理費	2,455,395	187,597	2,642,992
	2 徴税費	323,459	9,311	332,770
	3 戸籍住民基本台帳費	271,740	22,579	294,319
	4 選挙費	54,471	△135	54,336
	5 統計調査費	44,266	△635	43,631
	6 監査委員費	18,019	8,945	26,964
3 民生費		12,267,002	10,175	12,277,177
	1 社会福祉費	5,977,396	△11,428	5,965,968
	2 児童福祉費	4,696,702	14,059	4,710,761
	3 生活保護費	1,592,900	7,544	1,600,444
4 衛生費		3,638,770	59,617	3,698,387
	1 保健衛生費	1,213,412	43,030	1,256,442
	2 清掃費	1,603,393	16,587	1,619,980
6 農林水産業費		319,929	38,197	358,126
	1 農業費	199,874	23,723	223,597
	3 水産業費	24,270	14,474	38,744
7 商工費		656,571	60,668	717,239
	1 商工費	656,571	60,668	717,239
8 土木費		2,262,431	△2,008	2,260,423
	1 土木管理費	76,578	△423	76,155
	2 道路橋梁費	564,376	4,158	568,534
	5 都市計画費	1,449,794	△258	1,449,536
	6 住宅費	157,762	△5,485	152,277
9 消防費		755,266	15,694	770,960
	1 消防費	755,266	15,694	770,960
10 教育費		2,424,966	32,789	2,457,755
	1 教育総務費	218,858	7,055	225,913
	4 社会教育費	284,590	354	284,944
	5 保健体育費	416,626	25,380	442,006
歳 出	合 計	27,470,000	441,966	27,911,966

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	6,132,749	346,592	6,479,341
2	国庫補助金	1,608,237	346,592	1,954,829
1	総務費国庫補助金	460,856	342,226	803,082
2	民生費国庫補助金	148,017	2,176	150,193
8	消防費国庫補助金	271	2,190	2,461
16	県支出金	2,297,229	9,757	2,306,986
2	県補助金	589,018	9,509	598,527
2	民生費県補助金	338,578	7,685	346,263
5	農林水産業費県補助金	39,586	1,824	41,410
3	県委託金	135,150	248	135,398
1	総務費委託金	132,244	248	132,492
19	繰入金	2,624,120	48,518	2,672,638
2	基金繰入金	2,624,120	48,518	2,672,638
1	基金繰入金	2,624,120	48,518	2,672,638
21	諸収入	249,477	37,099	286,576
5	受託事業収入	51,417	59	51,476
5	衛生費受託事業収入	45,108	59	45,167
6	雑収入	187,075	37,040	224,115
4	雑収入	187,071	37,040	224,111

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1	総務費国庫補助金	342,226	1 マイナンバーカード交付国庫補助金 54 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 334,830 3 新しい地方経済・生活環境創生交付金 7,342
4	児童福祉費国庫補助金	2,176	1 地域診療情報連携推進費国庫補助金
2	防災対策事業費国庫補助金	2,190	1 自主防災組織等活性化推進事業費国庫補助金 2,000 2 新しい地域経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型） 190
2	老人福祉費県補助金	8,500	1 ケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業県補助金
4	児童福祉費県補助金	△815	1 保育対策総合支援事業費県補助金 △4,022 2 物価高騰対策支援事業費県補助金 3,207
1	農業費県補助金	1,824	1 園芸施設有効活用緊急支援事業県補助金
4	選挙費委託金	248	1 参議院議員選挙委託費
1	基金繰入金	48,518	1 財政調整基金繰入金 △173,709 2 ふるさと応援基金繰入金 107,352 3 一般廃棄物処理施設建設基金繰入金 114,875
1	衛生費受託事業収入	59	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業受託収入
3	実費徴収金	16,155	1 新型コロナウイルス感染症予防接種実費徴収金
8	雑入	20,885	1 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 5,962 2 消防団員退職報償金 10,523 3 コミュニティ助成金 4,400

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	200,477	△828	199,649		△828
1	議会費	200,477	△828	199,649		△828
1	議会費	200,477	△828	199,649		△828

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△295	1 議会事務局人件費	△828
		一般職給	(△295)
3 職員手当等	△490	通勤手当	(△365)
		期末手当	(△68)
4 共 済 費	△43	勤勉手当	(△57)
		共済組合負担金	(△43)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	3,167,350	227,662	3,395,012	2,802	224,860
1 総務管理費	2,455,395	187,597	2,642,992	2,500	185,097
1 一般管理費	730,041	183,094	913,135		183,094

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△32,418	1 定額減税補足給付金事業費（不足額給付）	233,854
		消耗品費	(220)
3 職員手当等	△10,670	郵便料	(22)
		手数料	(831)
4 共 済 費	△7,672	その他委託料	(25,201)
		住民情報システム改修委託料	(990)
10 需 用 費	220	定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託料	(24,211)
		交付金	(207,580)
11 役 務 費	853	定額減税補足給付金（不足額給付）	(207,580)
12 委 託 料	25,201	2 秘書課人件費	1,585
		一般職給	(620)
		通勤手当	(24)
18 負担金、補助及び交付金	207,580	時間外手当	(△12)
		期末手当	(266)
		勤勉手当	(224)
		共済組合負担金	(463)
		3 特別職人件費	1,041
		共済組合負担金	(1,041)
		4 総務課人件費	△59,119
		一般職給	(△35,451)
		扶養手当	(△456)
		住居手当	(△324)
		通勤手当	(△608)
		時間外手当	(△3,095)
		期末手当	(△4,782)
		勤勉手当	(△3,826)
		児童手当	(△130)
		共済組合負担金	(△10,447)
		5 総合政策課人件費	3,677
		一般職給	(2,641)
		扶養手当	(△311)
		住居手当	(288)
		通勤手当	(△3)
		時間外手当	(△296)
		期末手当	(482)
		勤勉手当	(458)
		児童手当	(△270)
		共済組合負担金	(688)
		6 財政課人件費	1,360
		一般職給	(△229)
		扶養手当	(312)
		住居手当	(621)
		通勤手当	(△183)
		時間外手当	(△46)
		期末手当	(△72)
		勤勉手当	(△115)
		児童手当	(540)
		共済組合負担金	(532)
		7 情報推進室人件費	1,571

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		一般職給	(534)
		通勤手当	(313)
		時間外手当	(14)
		期末手当	(148)
		勤勉手当	(124)
		共済組合負担金	(438)
		8 ぐらしいきいき課人件費	△2,133
		一般職給	(△1,319)
		扶養手当	(439)
		住居手当	(△66)
		通勤手当	(△496)
		時間外手当	(△156)
		期末手当	(△293)
		勤勉手当	(△296)
		児童手当	(660)
		共済組合負担金	(△606)
		9 会計課人件費	△1,058
		一般職給	(△18)
		期末手当	(△466)
		勤勉手当	(△393)
		共済組合負担金	(△181)
		10 契約検査室人件費	△8,843
		一般職給	(△4,433)
		扶養手当	(△312)
		住居手当	(△336)
		通勤手当	(△24)
		期末手当	(△1,080)
		勤勉手当	(△853)
		児童手当	(△240)
		共済組合負担金	(△1,565)
		11 空家対策推進室人件費	5,561
		一般職給	(3,460)
		扶養手当	(△228)
		住居手当	(252)
		通勤手当	(18)
		期末手当	(708)
		勤勉手当	(650)
		児童手当	(△120)
		共済組合負担金	(821)
		12 スマートシティ推進室人件費	7,249
		一般職給	(3,771)
		扶養手当	(276)
		期末手当	(882)
		勤勉手当	(693)
		児童手当	(240)
		共済組合負担金	(1,387)
		13 定額減税補足給付金事業費(時間外手当)	1,082
		時間外手当	(1,082)
		14 総務課人件費(任期付職員人件費)	△2,733
		一般職給	(△1,994)
		期末手当	(△175)
		勤勉手当	(△321)
		共済組合負担金	(△243)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	7 企画費	1,169,949	4,499	1,174,448	その他 2,500	1,999
	11 交通安全推進費	16,220	△10	16,210		△10
	13 男女共同参画推進費	15,599	14	15,613		14

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	1,279	1 コミュニティ助成事業費（くらしいきいき課） 補助金	2,500 (2,500)
3 職員手当等	403	コミュニティ助成事業助成金	(2,500)
4 共 済 費	279	2 空家バンク事業費 非常勤職員報酬	1,999 (1,279)
8 旅 費	38	期末手当	(231)
18 負担金、補助及び交付金	2,500	勤勉手当 共済組合負担金 健康労働保険料 費用弁償	(172) (112) (167) (38)
3 職員手当等	△6	1 交通安全対策費（推進隊） 時間外手当	△4 (△4)
4 共 済 費	△4	2 交通安全対策費（人件費） 時間外手当 共済組合負担金	△6 (△2) (△4)
3 職員手当等	19	1 男女共同参画推進室人件費 時間外手当	14 (19)
4 共 済 費	△5	共済組合負担金	(△5)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	323,459	9,311	332,770		9,311
1	税務総務費	204,279	9,311	213,590		9,311

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	4,291	1 税務総務費（税務課人件費）	△89
		一般職給	(551)
3 職員手当等	3,770	扶養手当	(372)
		住居手当	(△354)
4 共 済 費	1,250	通勤手当	(504)
		特殊勤務手当	(△3)
		期末手当	(△263)
		勤勉手当	(△319)
		児童手当	(△60)
		共済組合負担金	(△517)
		2 税務総務費（収納課人件費）	9,400
		一般職給	(3,740)
		扶養手当	(792)
		住居手当	(630)
		通勤手当	(45)
		時間外手当	(△15)
		期末手当	(790)
		勤勉手当	(551)
		児童手当	(1,100)
		共済組合負担金	(1,767)

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	271,740	22,579	294,319	54	22,525
1	戸籍住民基本台帳費	271,740	22,579	294,319	国庫支出金 54	22,525

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	13,209	1 市民サービスセンター（人件費）	5,553
		一般職給	(3,461)
3 職員手当等	5,088	扶養手当	(△360)
		通勤手当	(51)
4 共 済 費	4,228	時間外手当	(△38)
		期末手当	(718)
13 使用料及び 賃借料	54	勤勉手当	(666)
		共済組合負担金	(1,060)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△5)
		2 マイナンバーカード交付円滑化推進事業費	54
		借上料	(54)
		3 戸籍住民基本台帳費（人件費）	16,972
		一般職給	(9,748)
		扶養手当	(260)
		住居手当	(△24)
		通勤手当	(△274)
		期末手当	(2,083)
		勤勉手当	(1,916)
		児童手当	(90)
		共済組合負担金	(3,173)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選挙費	54,471	△135	54,336	248	△383
	1 選挙管理委員会費	22,859	△383	22,476		△383
	11 参議院議員選挙費	31,282	248	31,530	県支出金 248	

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
2	給料	△418	1 選挙管理委員会費（人件費）	△383
			一般職給	(△418)
3	職員手当等	147	扶養手当	(△36)
			住居手当	(36)
4	共済費	△112	通勤手当	(270)
			期末手当	(△70)
			勤勉手当	(△53)
			共済組合負担金	(△112)
1	報酬	246	1 参議院議員選挙費	248
			非常勤職員報酬	(246)
7	報償費	2	報償金	(2)

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	統計調査費	44,266	△635	43,631		△635
	1 統計調査総務費	13,627	△1,198	12,429		△1,198
	2 基幹統計調査費	30,639	563	31,202		563

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△715	1 統計調査総務費 (人件費) △1,198 一般職給 (△715)
3 職員手当等	△324	通勤手当 (51)
4 共 済 費	△159	期末手当 (△204)
		勤勉手当 (△171)
		共済組合負担金 (△159)
3 職員手当等	563	1 基幹統計調査費 (人件費) 563 時間外手当 (563)

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	監査委員費	18,019	8,945	26,964		8,945
	1 監査委員費	18,019	8,945	26,964		8,945

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
2 給 料	5,160	1 監査委員費（人件費）	8,945
		一般職給	(5,160)
3 職員手当等	2,127	住居手当	(△189)
		通勤手当	(409)
4 共 済 費	1,658	期末手当	(1,116)
		勤勉手当	(791)
		共済組合負担金	(1,658)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		12,267,002	10,175	12,277,177	9,861	314
1	社会福祉費	5,977,396	△11,428	5,965,968	8,500	△19,928
1	社会福祉総務費	1,790,714	△19,702	1,771,012		△19,702
2	老人福祉費	324,164	8,500	332,664	県支出金 8,500	
6	人権啓発推進費	27,332	△329	27,003		△329
8	国民年金費	12,097	△106	11,991		△106
15	障害者地域生活支援事業費	75,864	△6	75,858		△6
16	後期高齢者医療費	1,351,039	215	1,351,254		215

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△534	1 国民健康保険特別会計繰出金	△7,146
3 職員手当等	△1,082	特別会計繰出金	(△7,146)
4 共 済 費	△556	国民健康保険特別会計繰出金	(△7,146)
27 繰 出 金	△17,530	2 介護保険特別会計繰出金	△10,384
		特別会計繰出金	(△10,384)
		介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金	(△10,384)
		3 社会福祉総務費（保険介護課人件費）	△5
		共済組合負担金	(△5)
		4 社会福祉総務費（福祉課人件費）	△2,167
		一般職給	(△534)
		扶養手当	(312)
		住居手当	(△633)
		通勤手当	(△232)
		期末手当	(△324)
		勤勉手当	(△325)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(△531)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△20)
12 委 託 料	8,500	1 ケアプランデータ連携活用促進事業費	8,500
		その他委託料	(8,500)
		ケアプランデータ連携活用促進業務委託料	(8,500)
2 給 料	△326	1 人件費（人権啓発推進室）	△328
3 職員手当等	△283	一般職給	(△326)
4 共 済 費	280	扶養手当	(△78)
		通勤手当	(26)
		期末手当	(△133)
		勤勉手当	(△98)
		共済組合負担金	(281)
		2 人件費（人権啓発推進室）（任期付職員人件費）	△1
		共済組合負担金	(△1)
3 職員手当等	△106	1 国民年金費（人件費）	△106
		時間外手当	(△106)
3 職員手当等	△5	1 巡回相談支援事業費（給与費）（幼児支援分）	△6
4 共 済 費	△1	扶養手当	(18)
		時間外手当	(3)
		期末手当	(4)
		児童手当	(△30)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
27 繰 出 金	215	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	215

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		特別会計繰出金 (215)
		後期高齢者医療特別会計繰出金 (215)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,696,702	14,059	4,710,761	1,361	12,698
1	児童福祉総務費	1,078,390	15,212	1,093,602	国庫支出金 2,176 県支出金 △815	13,851
5	清里保育園費	105,777	△1,153	104,624		△1,153

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	3,377	1 保育所等物価高騰対策支援事業費 7,644 交付金 (7,644)
3 職員手当等	2,933	私立保育所等物価高騰対策支援金 (7,644)
4 共 済 費	1,500	2 保育対策総合支援事業費 Δ 4,594 補助金 (Δ 4,594)
12 委 託 料	4,352	保育補助者雇上強化事業補助金 (保育所) (Δ 3,780) 保育補助者雇上強化事業補助金 (認定こども園) (Δ 814)
18 負担金、補助及び交付金	3,050	3 医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修事業費 4,352 その他委託料 (4,352) 医療費助成オンライン資格確認システム改修委託料 (4,352)
		4 児童福祉総務費 (人件費) 8,838 一般職給 (3,967) 扶養手当 (654) 住居手当 (252) 通勤手当 (13) 時間外手当 (Δ 269) 期末手当 (1,040) 勤勉手当 (759) 児童手当 (840) 共済組合負担金 (1,599) 地方公務員災害補償基金負担金 (Δ 17)
		5 児童福祉総務費 (すこやか未来課人件費) Δ 10 共済組合負担金 (Δ 10)
		6 こども家庭センター事業費 (すこやか未来課任期付職員人件費) Δ 1 共済組合負担金 (Δ 1)
		7 児童手当費 (人件費) Δ 1,017 一般職給 (Δ 590) 通勤手当 (Δ 9) 期末手当 (Δ 80) 勤勉手当 (Δ 267) 共済組合負担金 (Δ 69) 地方公務員災害補償基金負担金 (Δ 2)
2 給 料	598	1 清里保育園費 (人件費) Δ 9,673 一般職給 (Δ 4,670)
3 職員手当等	Δ 1,525	扶養手当 (Δ 313) 通勤手当 (76)
4 共 済 費	Δ 226	期末手当 (Δ 1,580) 勤勉手当 (Δ 1,416) 児童手当 (Δ 60) 共済組合負担金 (Δ 1,700) 地方公務員災害補償基金負担金 (Δ 10)
		2 清里保育園費 (人件費) (任期付職員) 8,520 一般職給 (5,268) 通勤手当 (101) 期末手当 (906) 勤勉手当 (761) 共済組合負担金 (1,489) 地方公務員災害補償基金負担金 (Δ 5)

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,592,900	7,544	1,600,444		7,544
1	生活保護総務費	113,900	7,544	121,444		7,544

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	4,007	1 生活保護総務費（産休・育休代替職員任用）	6,239	
2 給料	769	非常勤職員報酬	(4,007)	
3 職員手当等	1,515	期末手当	(723)	
4 共済費	1,125	勤勉手当	(491)	
8 旅費	128	共済組合負担金	(363)	
		健康労働保険料	(527)	
		費用弁償	(128)	
		2 生活保護総務費（人件費）	1,305	
		一般職給	(769)	
		扶養手当	(331)	
		住居手当	(△898)	
		通勤手当	(96)	
		特殊勤務手当	(△33)	
		期末手当	(462)	
		勤勉手当	(118)	
		児童手当	(225)	
		共済組合負担金	(251)	
		地方公務員災害補償基金負担金	(△16)	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	3,638,770	59,617	3,698,387	137,051	△77,434
1 保健衛生費	1,213,412	43,030	1,256,442	16,214	26,816
1 保健衛生総務費	279,498	△7,976	271,522	その他 59	△8,035
3 予防費	284,287	55,333	339,620	その他 16,155	39,178
5 公害対策費	345,996	△4,327	341,669		△4,327

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	1,317	1 保健総務費（産休・育休代替職員任用） 1,779 非常勤職員報酬 (1,317)
2 給 料	△5,075	期末手当 (94) 勤勉手当 (79)
3 職員手当等	△2,709	共済組合負担金 (113) 健康労働保険料 (162)
4 共 済 費	△1,523	費用弁償 (14)
8 旅 費	14	2 衛生総務費（人件費） △2,993 一般職給 (△1,316) 通勤手当 (27) 時間外手当 (57) 期末手当 (△653) 勤勉手当 (△594) 共済組合負担金 (△514)
		3 保健総務費（人件費） △4,847 一般職給 (△2,406) 扶養手当 (35) 住居手当 (△303) 通勤手当 (34) 期末手当 (△522) 勤勉手当 (△719) 児童手当 (30) 共済組合負担金 (△996)
		4 保健総務費（すこやか未来課任期付職員人件費） △1,915 一般職給 (△1,353) 通勤手当 (△24) 期末手当 (△48) 勤勉手当 (△202) 共済組合負担金 (△288)
12 委 託 料	55,333	1 予防接種費 55,333 その他委託料 (55,333) 新型コロナウイルス感染症予防接種委託料 (52,524) 新型コロナウイルス感染症広域化業務委託料 (2,809)
2 給 料	△2,347	1 公害対策費（人件費） △4,327 一般職給 (△2,347)
3 職員手当等	△1,371	扶養手当 (△78) 住居手当 (495)
4 共 済 費	△609	通勤手当 (△68) 期末手当 (△812) 勤勉手当 (△668) 児童手当 (△240) 共済組合負担金 (△609)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,603,393	16,587	1,619,980	120,837	△104,250
1	清掃総務費	75,900	1,847	77,747	その他 182	1,665
2	塵芥処理費	1,214,245	20,659	1,234,904	その他 120,655	△99,996
3	し尿処理費	313,248	△5,919	307,329		△5,919

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	1,926	1 清掃総務費（人件費） 一般職給 1,847 (1,926)
3 職員手当等	△426	扶養手当 (152) 地域手当 (2)
4 共 済 費	347	住居手当 (△240) 通勤手当 (21) 時間外手当 (△1,479) 期末手当 (612) 勤勉手当 (491) 児童手当 (15) 共済組合負担金 (347)
2 給 料	11,376	1 RDFセンター費（人件費） 一般職給 5,780 (3,227)
3 職員手当等	5,689	地域手当 (65) 通勤手当 (85)
4 共 済 費	3,594	期末手当 (754) 勤勉手当 (633) 共済組合負担金 (1,016)
		2 塵芥処理費（人件費） 一般職給 14,879 (8,149)
		扶養手当 (372) 通勤手当 (74) 時間外手当 (130) 期末手当 (1,979) 勤勉手当 (1,597) 共済組合負担金 (2,578)
2 給 料	△3,249	1 し尿処理費（人件費） 一般職給 △5,919 (△3,249)
3 職員手当等	△1,517	扶養手当 (△372) 通勤手当 (△24)
4 共 済 費	△1,153	時間外手当 (214) 期末手当 (△761) 勤勉手当 (△574) 共済組合負担金 (△1,153)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

6	農林水産業費	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
			319,929	38,197	358,126	16,509	21,688
1		農 業 費	199,874	23,723	223,597	1,824	21,899
	1	農業委員会費	48,660	1,275	49,935		1,275
	2	農業総務費	60,670	△5,083	55,587		△5,083
	3	農業振興費	22,895	22,824	45,719	県支出金 1,824	21,000
	7	耕地費	63,638	4,707	68,345		4,707

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	697	1 農業委員会費（人件費）	1,275
		一般職給	(697)
3 職員手当等	251	扶養手当	(△174)
		住居手当	(248)
4 共済費	327	通勤手当	(146)
		期末手当	(98)
		勤勉手当	(113)
		児童手当	(△180)
		共済組合負担金	(327)
2 給料	△3,202	1 農業総務費（農林水産課人件費）	△5,083
		一般職給	(△3,202)
3 職員手当等	△1,257	扶養手当	(△174)
		住居手当	(△336)
4 共済費	△624	通勤手当	(317)
		期末手当	(△433)
		勤勉手当	(△511)
		児童手当	(△120)
		共済組合負担金	(△624)
18 負担金、補助及び交付金	22,824	1 園芸施設有効活用緊急支援事業費	1,824
		補助金	(1,824)
		園芸施設有効活用緊急支援事業補助金	(1,824)
		2 物価高騰対応重点支援事業費（農業振興）	21,000
		補助金	(21,000)
		農林水産業物価高騰対応支援金	(21,000)
2 給料	2,610	1 耕地費（人件費）	4,749
		一般職給	(2,610)
3 職員手当等	1,339	扶養手当	(115)
		通勤手当	(213)
4 共済費	758	時間外手当	(△64)
		期末手当	(563)
		勤勉手当	(449)
		児童手当	(105)
		共済組合負担金	(758)
		2 多面的機能支払交付金事業費（人件費）	△42
		時間外手当	(△42)

(款) 6 農林水産業費
(項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	24,270	14,474	38,744	14,685	△211
1	水産業総務費	9,450	△211	9,239		△211
2	水産業振興費	14,820	14,685	29,505	国庫支出金 7,342 その他 7,343	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	△197	1 水産業総務費（人件費） △211
4 共 済 費	△14	扶養手当 (△198)
		時間外手当 (42)
		期末手当 (△41)
		共済組合負担金 (△14)
12 委 託 料	14,685	1 浜の活力再生事業費 14,685
		その他委託料 (14,685)
		スマートカキ養殖導入実装委託料 (14,685)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	1 商工費	656,571	60,668	717,239		60,668
	1 1 商工総務費	128,001	770	128,771		770
	2 商工振興費	404,131	59,898	464,029		59,898

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	387	1 産業振興課人件費	△5,942
3 職員手当等	420	一般職給	(△3,384)
4 共 済 費	△37	通勤手当	(2)
		時間外手当	(△119)
		期末手当	(△706)
		勤勉手当	(△593)
		共済組合負担金	(△1,142)
		2 観光文化交流課人件費	6,712
		一般職給	(3,771)
		扶養手当	(242)
		通勤手当	(24)
		時間外手当	(△155)
		期末手当	(821)
		勤勉手当	(634)
		児童手当	(270)
		共済組合負担金	(1,105)
18 負担金、補助及び交付金	59,898	1 物価高騰対応重点支援事業費（産業振興課）補助金	59,898
		プレミアム付商品券事業補助金	(59,898)
			(59,898)

(款) 8 土木費
(項) 1 土木管理費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,262,431	△2,008	2,260,423	△5,485	3,477
1	土木管理費	76,578	△423	76,155		△423
	1 土木総務費	76,578	△423	76,155		△423

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	24	1 土木総務費（土木課人件費）	△19
		共済組合負担金	(△19)
3 職員手当等	△519	2 土木総務費（建築住宅課人件費）	△404
		一般職給	(24)
4 共 済 費	72	住居手当	(△308)
		通勤手当	(△222)
		期末手当	(6)
		勤勉手当	(5)
		共済組合負担金	(91)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	道路橋梁費	564,376	4,158	568,534		4,158
	2	道路維持費	182,609	7,726	190,335		7,726
	3	道路新設改良費	370,706	△3,568	367,138		△3,568

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	1,310	1 道路維持費（会計年度任用職員任用）	1,921	
2 給料	3,789	非常勤職員報酬	(1,310)	
3 職員手当等	1,209	期末手当	(146)	
4 共済費	1,380	勤勉手当	(138)	
8 旅費	38	共済組合負担金	(105)	
		健康労働保険料	(184)	
		費用弁償	(38)	
		2 道路維持費（人件費）	5,805	
		一般職給	(3,789)	
		扶養手当	(162)	
		住居手当	(△336)	
		通勤手当	(△293)	
		期末手当	(788)	
		勤勉手当	(634)	
		児童手当	(△30)	
		共済組合負担金	(1,091)	
2 給料	△2,950	1 道路新設改良事業費（人件費）	△3,568	
3 職員手当等	△89	一般職給	(△2,950)	
4 共済費	△529	扶養手当	(296)	
		住居手当	(384)	
		通勤手当	(137)	
		時間外手当	(△7)	
		期末手当	(△766)	
		勤勉手当	(△688)	
		児童手当	(555)	
		共済組合負担金	(△529)	

(款) 8 土木費
 (項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	1,449,794	△258	1,449,536		△258
1	都市計画総務費	1,090,543	△564	1,089,979		△564
2	土地区画整理費	271,679	306	271,985		306

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△31	1 都市計画総務費（人件費） △564
3 職員手当等	△457	一般職給 (△31)
4 共 済 費	△76	扶養手当 (△102)
		通勤手当 (△197)
		時間外手当 (△5)
		期末手当 (△28)
		勤勉手当 (△5)
		児童手当 (△120)
		共済組合負担金 (△76)
27 繰 出 金	306	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 306
		特別会計繰出金 (306)
		南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 (306)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	157,762	△5,485	152,277	△5,485	
	1 住宅管理費	155,197	△5,485	149,712	その他 △5,485	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△3,101	1 住宅総務費（人件費）	△5,485
3 職員手当等	△1,531	一般職給	(△3,101)
4 共 済 費	△853	住居手当	(△336)
		特殊勤務手当	(△6)
		期末手当	(△646)
		勤勉手当	(△543)
		共済組合負担金	(△853)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
9	消 防 費	755,266	15,694	770,960	14,613	1,081
	1 消 防 費	755,266	15,694	770,960	14,613	1,081
	2 非常備消防費	72,174	11,522	83,696	その他 10,523	999
	5 災害対策費	72,901	4,172	77,073	国庫支出金 2,190 その他 1,900	82

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△58	1 消防団員費	10,523
		報償金	(10,523)
3 職員手当等	1,027	2 消防団員費（人件費）	999
		一般職給	(△58)
4 共済費	30	扶養手当	(311)
		通勤手当	(38)
7 報償費	10,523	時間外手当	(△100)
		期末手当	(389)
		勤勉手当	(△11)
		児童手当	(400)
		共済組合負担金	(30)
2 給料	99	1 自主防災組織等活性化推進事業費	2,000
		報償金	(150)
3 職員手当等	25	普通旅費	(45)
		消耗品費	(1,100)
4 共済費	148	食糧費	(80)
		印刷製本費	(55)
7 報償費	150	その他委託料	(370)
		移動動物園委託料	(187)
8 旅費	45	移動水族館委託料	(113)
		似顔絵ブース委託料	(70)
10 需用費	1,235	借上料	(200)
12 委託料	370	2 コミュニティ助成事業費（防災安全課）	1,900
		補助金	(1,900)
		コミュニティ助成事業助成金	(1,900)
13 使用料及び 賃借料	200	3 災害対策費（人件費）	301
		一般職給	(99)
		扶養手当	(△138)
18 負担金、補助 及び交付 金	1,900	住居手当	(330)
		通勤手当	(27)
		時間外手当	(59)
		期末手当	(△7)
		勤勉手当	(19)
		児童手当	(△240)
		共済組合負担金	(152)
		4 災害対策費（任期付職員人件費）	44
		通勤手当	(48)
		共済組合負担金	(△4)
		5 災害対策費（災害対応分）	△73
		時間外手当	(△73)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,424,966	32,789	2,457,755	100,009	△67,220
1	教育総務費	218,858	7,055	225,913		7,055
2	事務局費	214,265	7,055	221,320		7,055

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	3,928	1 教育振興課管理費（人件費）	6,141
		一般職給	(3,286)
3 職員手当等	2,142	扶養手当	(424)
		住居手当	(△218)
4 共 済 費	985	通勤手当	(128)
		管理職手当	(84)
		期末手当	(776)
		勤勉手当	(481)
		児童手当	(405)
		共済組合負担金	(775)
		2 教育長人件費	△1
		共済組合負担金	(△1)
		3 学校教育課管理費（人件費）	917
		一般職給	(642)
		扶養手当	(△42)
		通勤手当	(△69)
		時間外手当	(△205)
		管理職手当	(516)
		期末手当	(192)
		勤勉手当	(170)
		児童手当	(△500)
		共済組合負担金	(213)
		4 学校教育課管理費（任期付職員人件費）	△2
		共済組合負担金	(△2)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	284,590	354	284,944		354
1	社会教育総務費	90,937	357	91,294		357
4	少年指導センター費	14,659	△3	14,656		△3

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	256	1 社会教育振興費 (人件費)	471
		一般職給	(256)
3 職員手当等	35	扶養手当	(36)
		住居手当	(36)
4 共 済 費	66	通勤手当	(△26)
		期末手当	(65)
		勤勉手当	(48)
		共済組合負担金	(56)
		2 文化振興総務費 (人件費)	△114
		時間外手当	(△124)
		共済組合負担金	(10)
4 共 済 費	△3	1 少年指導センター費 (人件費)	△3
		共済組合負担金	(△3)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	416,626	25,380	442,006	100,009	△74,629
1	保健体育総務費	38,276	△948	37,328		△948
3	学校給食費	313,991	26,328	340,319	その他 100,009	△73,681

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△735	1 保健体育総務費（人件費）	△948
3 職員手当等	1	一般職給	(△735)
4 共済費	△214	扶養手当	(112)
		住居手当	(227)
		通勤手当	(△50)
		期末手当	(△153)
		勤勉手当	(△135)
		共済組合負担金	(△214)
2 給料	4,764	1 学校給食費負担軽減事業費	17,976
3 職員手当等	2,032	補助金	(17,976)
4 共済費	1,556	学校給食費負担軽減補助金	(17,976)
18 負担金、補助及び交付金	17,976	2 給食センター管理費（人件費）	8,352
		一般職給	(4,764)
		通勤手当	(24)
		期末手当	(1,091)
		勤勉手当	(917)
		共済組合負担金	(1,556)

(款) 12 公債費
(項) 1 公債費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
12	公債費	1,694,867	0	1,694,867	5,485	△5,485
	1 公債費	1,694,867	0	1,694,867	5,485	△5,485
	1 元 金	1,592,073	0	1,592,073	その他 5,485	△5,485

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,206	51	25,025	3,250	28,275	
	議 員	18	83,988		27,769		111,757	22,314	134,071	
	その他	1,556	87,914	7,080	2,341	3,361	100,696	3,179	103,875	
	計	1,576	171,902	25,848	36,316	3,412	237,478	28,743	266,221	
補正額	長 等							1,041	1,041	
	議 員									
	その他		246				246	△ 1	245	
	計		246				246	1,040	1,286	
計	長 等	2		18,768	6,206	51	25,025	4,291	29,316	
	議 員	18	83,988		27,769		111,757	22,314	134,071	
	その他	1,556	88,160	7,080	2,341	3,361	100,942	3,178	104,120	
	計	1,576	172,148	25,848	36,316	3,412	237,724	29,783	267,507	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	353 (267)	447,205	1,399,025	980,029	2,826,259	559,428	3,385,687	
補正額	1 (4)	7,913	1,806	6,171	15,890	4,130	20,020	
計	354 (271)	455,118	1,400,831	986,200	2,842,149	563,558	3,405,707	

() 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	42,808	1,005	27,313	20,648	360	2,816	92,333	223
	補正額	2,651	67	△ 1,102	175		△ 42	△ 4,229	
	計	45,459	1,072	26,211	20,823	360	2,774	88,104	223
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	2,301	236	19,020	399,495	330,400	33,875	7,196	
	補正額			600	3,767	1,029	3,255		
	計	2,301	236	19,620	403,262	331,429	37,130	7,196	

令和 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 1 4 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 8 9 4, 6 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		710,462	△7,146	703,316
	1 他会計繰入金	604,267	△7,146	597,121
歳入	合計	6,901,800	△7,146	6,894,654

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		153,990	△7,146	146,844
	1 総務管理費	138,554	△7,146	131,408
歳 出	合 計	6,901,800	△7,146	6,894,654

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	153,990	△7,146	146,844
歳出合計	6,901,800	△7,146	6,894,654

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	710,462	△7,146	703,316
1	他会計繰入金	604,267	△7,146	597,121
1	一般会計繰入金	604,267	△7,146	597,121

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	△7,146	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	153,990	△7,146	146,844		△7,146
1 総務管理費	138,554	△7,146	131,408		△7,146
1 一般管理費	136,749	△7,146	129,603		△7,146

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△3,099	1 国保会計・人件費	△7,146
		一般職給	(△3,099)
3 職員手当等	△2,844	扶養手当	(△732)
		住居手当	(564)
4 共 済 費	△1,203	通勤手当	(69)
		時間外手当	(181)
		期末手当	(△817)
		勤勉手当	(△1,029)
		児童手当	(△1,080)
		共済組合負担金	(△1,203)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	13 (9)	21,718	44,563	36,734	103,015	20,426	123,441	
補正額	()		△ 3,099	△ 2,844	△ 5,943	△ 1,203	△ 7,146	
計	13 (9)	21,718	41,464	33,890	97,072	19,223	116,295	

() 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	1,614		420	270		150	5,106	
	補正額	△ 732		564	69			181	
	計	882		984	339		150	5,287	
職員手当の内訳	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				14,900	12,234	2,040		
	補正額				△ 817	△ 1,029	△ 1,080		
	計				14,083	11,205	960		

令和7年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第1号）

令和7年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,968千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,896,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,461,070	△1,231	1,459,839
	2 国庫補助金	463,230	△1,231	461,999
6 県支出金		800,382	△615	799,767
	3 県補助金	44,755	△615	44,140
9 繰入金		1,148,807	△11,122	1,137,685
	1 一般会計繰入金	936,101	△10,384	925,717
	2 基金繰入金	212,706	△738	211,968
歳入合計		5,869,149	△12,968	5,856,181

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		216,741	△12,968	203,773
	1 総務管理費	129,286	△12,968	116,318
歳 出	合 計	5,869,149	△12,968	5,856,181

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	216,741	△12,968	203,773
歳出合計	5,869,149	△12,968	5,856,181

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	国庫支出金	1,461,070	△1,231	1,459,839
2	国庫補助金	463,230	△1,231	461,999
10	地域支援事業交付金（総合以外）	52,534	△1,231	51,303
6	県支出金	800,382	△615	799,767
3	県補助金	44,755	△615	44,140
6	地域支援事業交付金（総合以外）	26,267	△615	25,652
9	繰 入 金	1,148,807	△11,122	1,137,685
1	一般会計繰入金	936,101	△10,384	925,717
2	その他一般会計繰入金	152,396	△9,769	142,627
7	地域支援事業繰入金（総合以外）	26,267	△615	25,652
2	基金繰入金	212,706	△738	211,968
1	介護給付費準備基金繰入金	212,706	△738	211,968

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	△1,231	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	△615	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）
1 職員給与費等繰入金	△9,769	1 職員給与費等繰入金
1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	△615	1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）
1 介護給付費準備基金繰入金	△738	1 介護給付費準備基金繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	216,741	△12,968	203,773	△12,230	△738
1 総務管理費	129,286	△12,968	116,318	△12,230	△738
1 一般管理費	129,038	△12,968	116,070	国庫補助金 △1,231 県支出金 △615 その他 △10,384	△738

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△5,513	1 介護保険特別会計（人件費）	△9,769
		一般職給	(△5,005)
3 職員手当等	△5,380	扶養手当	(△78)
		住居手当	(△459)
4 共 済 費	△2,075	通勤手当	(29)
		期末手当	(△1,378)
		勤勉手当	(△1,267)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(△1,949)
		健康労働保険料	(218)
		2 地域包括支援センター（人件費）	△3,167
		一般職給	(△508)
		扶養手当	(△612)
		通勤手当	(61)
		時間外手当	(△24)
		期末手当	(△487)
		勤勉手当	(△301)
		児童手当	(△960)
		共済組合負担金	(△334)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)
		3 地域包括支援センター（任期付職員人件費）	△32
		通勤手当	(△24)
		共済組合負担金	(△8)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	19 (27)	58,375	65,768	61,730	185,873	36,066	221,939	
補正額	△ 2 (1)		△ 5,513	△ 5,380	△ 10,893	△ 2,075	△ 12,968	
計	17 (28)	58,375	60,255	56,350	174,980	33,991	208,971	

() 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	2,874		1,592	992			3,970	
	補正額	△ 690		△ 459	66			△ 24	
	計	2,184		1,133	1,058			3,946	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				26,992	22,170	3,140		
	補正額				△ 1,865	△ 1,568	△ 840		
	計				25,127	20,602	2,300		

令和 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,0 5 3, 5 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		329,242	215	329,457
	1 一般会計繰入金	329,242	215	329,457
6 諸収入		8,867	△4	8,863
	5 雑 入	7,667	△4	7,663
歳 入 合 計		1,053,322	211	1,053,533

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		56,604	211	56,815
	1 総務管理費	53,054	211	53,265
歳 出	合 計	1,053,322	211	1,053,533

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	56,604	211	56,815
歳出合計	1,053,322	211	1,053,533

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	329,242	215	329,457
1	一般会計繰入金	329,242	215	329,457
1	1 事務費繰入金	49,817	215	50,032
6	諸収入	8,867	△4	8,863
5	雑収入	7,667	△4	7,663
3	3 雑収入	7,667	△4	7,663

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費繰入金	215	1 事務費繰入金
1 雑入	△4	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計		
1			総務費	56,604	211	56,815	211	
	1		総務管理費	53,054	211	53,265	211	
		1	一般管理費	53,054	211	53,265	その他 211	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	54	1 一般管理費（後期会計・人件費）	211
		一般職給	(54)
3 職員手当等	169	扶養手当	(36)
		通勤手当	(△27)
4 共 済 費	△12	時間外手当	(130)
		期末手当	(20)
		勤勉手当	(10)
		共済組合負担金	(△12)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 (2)	4,669	19,678	12,981	37,328	7,641	44,969	
補正額	()		54	169	223	△ 12	211	
計	5 (2)	4,669	19,732	13,150	37,551	7,629	45,180	

() 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	612		264	123	360		1,179	
	補正額	36			△ 27			130	
	計	648		264	96	360		1,309	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				5,473	4,490	480		
	補正額				20	10			
	計				5,493	4,500	480		

令和7年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,937,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		254,905	306	255,211
	1 他会計繰入金	254,905	306	255,211
歳入	合計	1,937,429	306	1,937,735

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		107,546	306	107,852
	1 総務管理費	107,546	306	107,852
歳 出 合 計		1,937,429	306	1,937,735

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	107,546	306	107,852
歳出合計	1,937,429	306	1,937,735

2 歳 入

(款) 5 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	254,905	306	255,211
1	他会計繰入金	254,905	306	255,211
1	一般会計繰入金	254,905	306	255,211

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	306	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	107,546	306	107,852		306
1 総務管理費	107,546	306	107,852		306
1 一般管理費	107,546	306	107,852		306

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	26	1 南新地特別会計・人件費	306
		一般職給	(26)
3 職員手当等	11	期末手当	(6)
		勤勉手当	(5)
4 共 済 費	269	共済組合負担金	(269)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	4 ()		15,062	9,565	24,627	4,755	29,382	
補正額	()		26	11	37	269	306	
計	4 ()		15,088	9,576	24,664	5,024	29,688	

() 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	906		552	264			720	
	補正額								
	計	906		552	264			720	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				3,501	2,782	840		
	補正額				6	5			
	計				3,507	2,787	840		

令和7年度荒尾市水道事業会計補正予算
(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度荒尾市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和7年度荒尾市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
荒尾市水道事業包括委託 (第3ステージ)	令和8年度～令和17年度	13,383,000千円 に、物価変動に伴う増減額を加算した額

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和7年度荒尾市下水道事業会計補正予算
(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和7年度荒尾市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
荒尾市大島雨水ポンプ場 吐出槽築造工事	令和8年度	300,000千円
荒尾市大島雨水ポンプ場 発電機棟築造工事	令和8年度	200,000千円
荒尾市大島雨水ポンプ場 機械設備工事	令和8年度	350,000千円
荒尾市大島雨水ポンプ場 電気設備工事	令和8年度	550,000千円
荒尾市大島浄化センター 併設雨水ポンプ場分水柵 更新機械設備工事	令和8年度	600,000千円

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

繰越明許費の繰越計算について

令和6年度荒尾市一般会計繰越明許費の繰越計算は、別紙のとおりであるから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度 荒尾市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費(市分)	410,267,000	64,459,230		64,459,230				
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費(市分)(時間外手当)	1,057,694	321,000		321,000				
6 農林水産業費	2 林業費	介護予防拠点整備事業費	31,500,000	18,786,000		18,786,000				
		林業木材産業生産性強化対策事業費	755,429,000	671,629,000		671,629,000				
7 商工費	1 商工費	荒尾市ウエルネス拠点施設整備事業費	1,673,613,000	1,097,143,000		548,571,000		548,400,000		172,000
		世界遺産修復・公開・活用事業費	72,677,000	3,181,301		2,453,000		245,000	400,000	83,301
8 土木費	2 道路橋梁費	社会资本整備総合交付金事業費(中央野原線)	158,979,000	139,415,494		76,679,000		56,400,000		6,336,494
		社会资本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	25,150,000	4,032,805		2,219,000		1,600,000		213,805
		社会资本整備総合交付金事業費(野原赤田線)	52,700,000	48,163,434		26,490,000		19,500,000		2,173,434
		道路メンテナンス補助事業費(橋梁点検)	4,856,000	4,856,000		2,670,000				2,186,000
5 都市計画費		道路メンテナンス補助事業費(橋梁補修)	54,101,000	25,670,914	51,000	14,119,000		10,300,000		1,200,914
		荒尾駅周辺地区整備事業費	233,115,000	216,980,532		101,100,000		101,100,000		14,780,532
6 住宅費		住宅施設改修費	53,174,500	27,570,520	18,589,020	4,000,000				4,981,500
		住宅・建築物安全ストック形成事業費	5,529,500	118,000		59,000				59,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修費	101,571,668	29,109,446			21,800,000			7,309,446
		小学校施設長寿命化改修事業費	713,619,388	568,743,000	169,415,000		356,900,000			42,428,000
3 中学校費	中学校施設改修費	中学校施設改修費	71,133,000	42,447,554			7,100,000			35,347,554
		中学校施設長寿命化改修事業費	348,007,400	311,195,000	87,214,000		217,000,000			6,981,000
5 保健体育費	運動公園施設改修費	運動公園施設改修費	173,128,317	98,839,000					93,394,000	5,445,000
		荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	48,000,000	32,780,000	16,054,777		13,300,000			3,378,223
合計			4,987,608,467	3,405,441,230	1,115,824,007	690,660,000	1,353,800,000	93,394,000		133,076,203

繰越明許費の繰越計算について

令和6年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越計算は、別紙のとおりであるから、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度 荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				その他
						国庫支出金	県支出金	地方債		
2	1	南新地事業費 社会資本整備総合交付金事業費 (都市再生区画整理)	115,000,000	37,000,000	50,000	18,500,000	16,800,000		1,650,000	
		土地区画整理事業費 (保留地処分費)	41,444,000	19,920,162	19,920,162					
		合計	156,444,000	56,920,162	19,970,162	18,500,000	16,800,000		1,650,000	

予算の繰越計算について

令和6年度荒尾市水道事業会計予算の繰越計算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり議会に報告する。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度荒尾市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良事業	1,456,351,000	1,178,249,920	278,061,381	24,992,000	184,500,000	3,000,000	65,569,381	39,699	0	工事(※)において、関係機関との協議に不測の日数を要したため

※ 有明海沿岸道路延伸に伴う北新地グラウンド付近配水管移設工事、増永地区導水管布設その2工事、荒尾地区配水管布設その4工事、八幡増圧配水区配水管布設工事及びUNo.4-2送水ポンプ更新工事

予算の繰越計算について

令和6年度荒尾市下水道事業会計予算の繰越計算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり議会に報告する。

令和7年6月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度荒尾市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	1	公共下水道事業	929,116,000	97,107,815	755,710,000	366,265,000	358,200,000	31,245,000	76,298,185	0	工事及び委託(※)において、設計諸条件の確定、関係機関との協議等に不測の日数を要したため

※ 大島浄化センター中央監視制御改築工事、八幡台浄化センター遠方監視設計、桜山中継汚水幹線管渠実施設計及び撤去基本設計業務委託、大島雨水ポンプ場増設工事、荒尾市大規模雨水処理施設整備に係る基本検討業務委託及び大島浄化センター併設雨水ポンプ場分水榘更新(電気設備工事及び機械設備工事)